

第二節 村落社会の趨勢

1 幕末における村々の動向

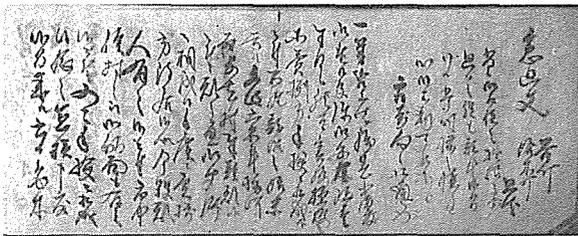
安政の綿国訴 嘉永七（安政元年（一八五四）六月、大坂町奉行より三郷隣接村々に、仲間外の者が綿を取り扱うため綿屋仲間が衰微、難渋しているとして今後、兼業の者でもかならず綿屋仲間に加することを命じる旨が触れ出された。文政六年（一八二三）の大国訴と天保十三年（一八四二）の株仲間停止令によって後退を余儀なくされた市中綿問屋たちが、嘉永四年の株仲間再興令を機に、再びその宿願を果たそうと動いたのである。これでは文政国訴によって確保した農民の販売権が、台なしになってしまうことは目に見えている。農民が即座に、対応したのは当然であった。

同年閏七月二日、谷町・鈴木町両代官所の郡中惣代六名の連名で、「急談」を告げる廻状が各地の組合村に発せられた。いまでもその急廻状は南河内や西撰の農村に広く書き留められており、花熊村でも写し取られている。文政六年の一〇〇七村訴願によって実綿・繰綿販売の自由を実現させたのに、このたび願人があり、認められればまたまた手狭になるとして六日の参会を呼びかけるものであった。果たして六日、大坂の郷宿

亀屋喜兵衛方にて撰河兩國の「大参会」が開かれ、難波の始末を嘆願することに一決、すぐに訴願組織作りに取り掛かった。例えば河内錦部郡では、当日大坂に出動した同郡の西代村庄屋仁兵衛のもと、郡中一円に廻状が廻され、十三日の郡中会合が計画された。もちろんそこで郡中村々の参加意思が確かめられるのだが、その折実綿・繰綿のみならず、菜種販売や肥料価格高騰についても協議することが触れられている。参加意思の確認された同郡では、西代村庄屋仁兵衛を惣代にきめ、彼との間で「頼み証文」を交わしている。このように「頼み証文」を媒介とすることによって閏七月中旬、河内や北撰の村々では訴願の組織作りは大きく進んだ。

ところが市域を含む西撰の武庫・菟原・八部の三郡村々では、事情が大きく違っていた。三郡からも惣代が六日の大坂での参会に加わり、それを受けさらに十日、三郡の御料・私領惣代が河原村魚屋新七方に集まり協議している。そこでの結論は、八部・菟原二郡は「当時差し支えも無い」ため不参加、武庫郡は再度協議の上参加の可否を返答することだった。おそらく八部・菟原二郡は菜種作地帯であって、綿作や繰り綿加工はほとんど行われていなかったために、このような回答になったのであろう。いふなれば地域事情の違いが浮かび上がっているのである。

しかし驚いたのは谷町郡中惣代で彼らは十三日、再考を促す廻状を送っている。それには、(1)現状ではさして故障なくとも、七年六月の奉行所触れ書の文面から考えれば、問屋は「一本二本の綿にても無株の取り遣わし」と申し立てるだらうから、百姓の難波は目に見えている、(2)文政国訴の折、今後問題が起れば天王寺・今宮・勝間三カ村より駆け引きするよう一〇〇七村より「頼み一札」を差し入れた事情がある、(3)も



よりの急廻文写

し兩郡が不参加であれば、谷町代官所村々はじめ「諸方請持之向き」より不人情と申し立てられ、他郡に対しても不都合なことだ、だからいま一度再考してほしい、(4)また綿だけでなく菜種・肥料の項目もあるが、これについては返答がないのであわせて回答を求め、と述べられていた。それを受けて兩郡では十六日再会、協議しているが、結論は変更されなかったようである。

このように西撰の諸郡を欠いたまま実綿・繰綿販売に関する訴願は、閏七月二十七日西町奉行所へ出願された。彼らの主張は株仲間再興令によって綿屋仲間が再興されたとしても、その活動は市中に限られ、在方にあつては文政度の趣旨に変更はないとするものであった。結局この主張は容れられ、仲間再興にかかわらず在方には綿屋株はなく、以後農民や在方商人が遠近他国の綿買い客へ、直売り・直船積みすることはもちろん、大坂市中の水陸路を通って直船積みみしても勝手次第であることが再確認された。文政大国訴の成果は堅持されたのである。こうして嘉永七年の綿国訴は、八月十三日、惣代らが出願を取り下げて終わった。

慶応元年の
菜種国訴
とところで菜種と油についていえば天保三年の仕法改正によって、油を在地の油屋から直接購入することが認められ、種物について

も若干販路は広がっていたが、絞り油屋との対立は依然続いていた。そこで綿訴願にひきつづいて菜種訴願が起こされることとなった。しかしこの間日本全



写真 158 惣訴 国

土を揺るがしたベリーの来航と日米和親条約の締結（嘉永七年三月）があり、出訴に及んだのは翌安政二年である。同年六月二日、撰河二国一〇八六村を代表して惣代四五人が、大坂町奉行所に出訴したが、この時の訴願は与力随一の敏腕家内山彦次郎の前に脅しすかされて竜頭蛇尾に終わった。再起を期した農民たちは一年後の慶応元年（一八六五）、撰河一二六三カ村を集めて再度菜種訴願を起こしている。安政二年の訴願には菟原・八部二郡の名が見えないが、この時は名を連ねている。

この訴願に農民たちは「何国までも出願し、願意を貫きたい」との強い決意を示しているが、訴状では絞り油屋が江戸への供給油である「御用油調達」を盾に、菜種の買入価格や買い場を協定する現状を農民困窮の根因として批判し、その改変のために御用油を農民が請け負うことを主張している。いいかえれば在地の絞り油屋の果たす役割を自分たちが代わって実行することによって、種物流通に有利な条件を築こうというのであり、前貸し銀の形での販売や、販路の拡大を願っていたこれまでの要求と比べると、今回の主張の画期的であることがわかる。もちろんこの主張は認められなかったが、最終的にはほぼ農民の主張を採り入れた形で示談が成立している。その主な点を拾えば、(1)撰河在々から産出される菜種は時々の景況、豊凶の区別にしたがい、出合い相場で売買すること、(2)「御用油」の名目はないのだから、菜種値段の買入協定はしない、(3)油屋が自分の居村を中心に独占的営

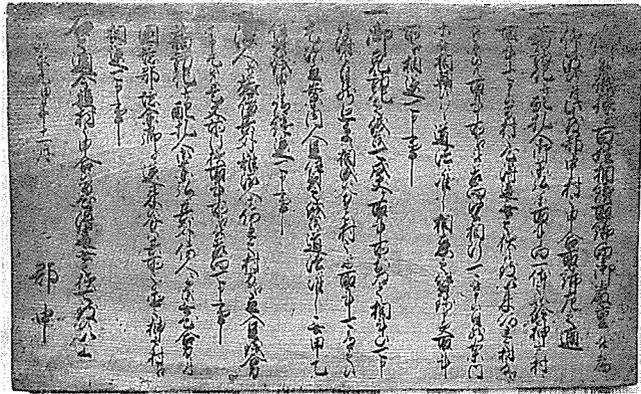


写真 159 八部郡中諸勸化取締り掛札

業圏を設けることは販路を狭めるのでしない、(4)油粕も量目・品質を公正にし、値段に法外な違いのないようにする、(5)油稼ぎに余分な負担が掛かったときは、菜種値段に響くだろうから、農民惣代を通じて摂河一同へ披露する、(6)油屋が便利のため通路所や年行事を置くのは菜種の売れ行きに関係するので、農民からも代表を出す、などといった内容である。農民は大きく前進している。

地域管理 地域を巡る人々について村々は、共同で対処するよする村々 うになつていたことはすでにみたが、天保十年四月、八部郡山田庄一三カ村では兵庫の座元鷲の市との間で、「このほど双方が相対して、山田庄内の諸祝儀として座頭仲間に、一ケ年に銀百匁を渡す」との規定を取り交わしている。座頭が村の中を廻り家ごとに祝儀を取り集めるのをやめて、一括納入しようというのである。

せている。近年、諸国の村々を廻在する勸化や配札を、つぎのように申し合などへの応対に手間取り、いつも農業や役向きに支障が生じているばかりか、自然と村の経費も多くかかり、郡中不取締りのもとであるとして、今後幕府公認の御免勸化を除き、その他の廻在者を幕府領私領の別なく

第二節 村落社会の趨勢

表 187 八部郡の諸勸化取締費
(嘉永3年(1850))

費 目	銀 額	比 率
諸勸化・配札・薬弘 めほかにか渡す	408.8	%
勸化人泊り宿料	1.65	
小 計	410.45	34.6
郡中取締書	36.0	
勸化取締り出願	254.57	
三郡参会入用 (菟原・武庫・八部)	117.0	
郡中参会入用	153.09	
小 計	560.66	47.2
世話料	200.0	
雑 費	15.82	
小 計	215.82	18.2
合 計	1,186.93	100.0

資料：「村上家文書」(神戸大学所蔵)

表 188 郡中取締費の割賦仕法

区 分	銀 額	備 考
総 額	1,562.7	
高割り分	520.9	郡の高合計 15,180石236 高100石当たり 3匁432
家割り分	520.9	郡の家数 4,060軒 1軒当たり 0.1283匁
村割り分	520.9	郡の村数 42村 1村当たり 12匁4

(注) 追加経費を含むため、表187と総額は異なる。

資料：「村上家文書」(神戸大学所蔵)

郡中あげて神戸村にて取り扱おうと決めている。いふなれば地域で管理しようというものだが、嘉永元年十一月付でその旨を板に書きつけたものが、播磨美囊郡に通じる街道の入口にあたる下衝原に残されていた。表187は神戸村で一手に取り扱うことになった後の八部郡の勸化取締費の明細である。このうち廻在者への祝儀錢、宿泊料と世話料が勸化の経費であるが、この年は勸化に対する取締りの出願が行われたために、それに要した経費が加わっている。先に中灘組としてみたシステムが、領主関係の異同を越えて八部郡全体で作られているのである。

また表188はその経費の負担方法を示しており、同郡では石高・家・村に三区分し、それぞれの金額を石高・軒数・村数に応じ

て割り掛けている。従って各村には、村割り分に村高・家数を勘案したものが掛かってくることとなる。北野村を例にとると高割りが入八匁二分九厘、家割りが九匁三分七厘、村割りが一二匁四分合わせて三〇匁六厘である。本来このような廻在は、家ごとに門付けして行われることを考えると、様相は一変している。当然祝儀銭は減り、また応対する手間も省略されることになっただろう。

このように村を巡る人々に関して地域的な管理体制が発達したのであるが、ただ一つ御免勸化だけが、この対象外であった。したがって、村々が次にその打開を図るのはある意味で当然であった。同郡では嘉永七年二月、京都の桂姫役人の廻村を控えて、これまで通り郡中挙げて対処するとして神戸村に振り向ける用意をしていたが、その後この件については、「幕領六分」という当時の六つの代官所支配の村々が連合して当てることになり、大坂で桂姫の役人と六分惣代との間で話がついた。六分といえば谷町・鈴木町代官所をはじめ摂津・河内・和泉の幕府領すべてであるから、八部郡より広域的な対応が廻在者に対して行われることとなったのである。惣代たちの手紙の中で「それが実現すれば利分にもなる」といっているが、経費と手間の節約がその狙いであっただろう。

この措置を踏まえて、もっとも手強い御免勸化についても六分一括の取扱いが実現する。同年五月のことである。それを受けて村々には、次の廻状が回されている。

このほど御免勸化について六分一手に引き合い取り扱うことになった。ついではその旨をよく御承知され、もし廻村するものがあれば断ってほしい。また心得違いがないように「頼み一札」を回すのでそれに調印してほしい。

第二節 村落社会の趨勢

表 189 八部郡における労賃の協定
(天保13年(1842)) (単位: 匁)

職 種	賃 銀
下 男 上 (男子奉公人)中 下	150~160 120~140 100~50
下 女 上 (女子奉公人)中 下	70~ 40~ 20~
男 日 雇 同自分賄い	1.0 1.5
女 日 雇 同自分賄い	0.7 1.0
手 伝 い 同自分賄い	1.0 1.7

(注) 奉公人は半期の賃銀。他は1日分。
自分賄いは食事が付かないもの。

資料: 「山田家文書」

この後すぐに今度は寺社の名目貸付金の取扱いについて不正があるとして西撰の三郡は代官所に願い出、さらに撰河村々に広げる計画を立てているが、このように農民は、利害関係の一致する諸問題を手がかりに地域的な連合を広げていたのである。

地域社会に

働く人々

みよう。

このような村々の連合が地域的に規制、管理していこうとしたものに農民以外のさまざまな職種の人々がいいた。次に菟原・八部郡の協定書を通じて、地域社会に働く人々の姿を眺めて

八部郡では天保十三年八月、ちょうど幕府の天保改革のさなかであるが、幕府の諸物価二割引下げ令を受けて、次のように職人、奉公人などの労賃引下げを決めている。

まず奉公人については近年給銀が上昇する一方、勤務状態が良くないので、今後郡中で奉公人の口入れ屋を人選した上で置き、奉公人の雇用はそこを通すこととするとして給銀を三段階で決めている。当然口入れ屋への世話料が要ることとなるがそれは雇用主から二匁、奉公人から一匁合わせて三匁とする。また下女は洗濯休み、出代わりなどといってよく休むが、今後は半期(半年)に五日かぎりとする。つぎに田植え・収穫などの繁忙時に使われる日雇いの労賃も

定められているが、その他賃金の定められているものを拾うと表189の通りである。

奉公人の場合、この頃の大坂市中肥後米価格が一石八〇匁であるから、高賃金の上級者で半年分の賃銀がほぼ二石分、下級者では一石程度に相当するところである。女子は上級者で男子の四四〇四七％、中級者では二九〇三三％で、半分にも満たない。それに比べると日雇いの場合、男女格差は小さい。女日雇いには洗濯、草引きなどと書かれているように、男子が農作業に本格的にかかわるのに比べ、女子は主に家事労働であったことがこのような格差を生んでいるのであろう。また手伝いは家普請の時大工、左官を手伝う労働者のことであるが、これについては賃金のほか勤務時間を大工並みにすると決めている。

その大工や左官・石工などの職人については、作料・賃金を二割下げにされては困るといふ職人の嘆願が容れられ、その代わり二割増し働くようにしている。つまり朝は六つ半(午前七)時に仕事にかかり、昼食時に小休憩し、九つ半(午後一)時より暮れ六つ(午後六)時まで精を出す。またこれまで四つ時(午前一〇時)、七つ時(午後四時)に煙草休みをしていたがそれをやめ、喫煙したまますぐに仕事に取り掛かる。もちろん職人の棟梁は常に現場に向き、弟子や下職の者が怠らないように監督する。またこれまでであった職人と施主との得意先関係もなくし、これからは施主の判断によって職人を変えても文句をいわない。屋根葺き・畳屋職・鍛冶・黒鍬の賃金、紺屋・張り屋の値段、綿打ち賃も二割下げとする。

このほか市域農村の重要産業である酒造業や水車業、素麺業で働く労働者についても厳しい規制が示されている。共通して近年、労働者の賃金が上昇し、また賃金は先取りしながら途中で勝手にやめ、他所で働くなど不作法が目には余ると指摘され、とくにひどい者は郡中では働かせないこととし、非人番に預けるとされ

ている。

また素麵屋の下で働く労働者については対策として、今後新たに口入れ屋を設け、必ずそこを通して雇うこととするとしているが、三年後の弘化二年（一八四五）には武庫・菟原・八部三郡が共同して、素麵屋の下職・労働者の勤務状態について協定している。労働者の地域管理も、廻在者と同様に拡大されているのである。

このほか八部郡の協定書では草履商いや雪駄直しをする皮多については、今後決して家々の門より内に入れない、酒造場や水車場にも近づかせない、また山林に立ち入り木を伐っているのを見付ければ訴え出るとしている。ここまでくると村々の地域管理は、きわめて排他的で差別的な性質を露呈しているといえよう。

後述のように市域には、酒造業や素麵業といった産業がめざましく発展した。それに連れて労働市場も拡大され、また労働者の賃金も全体に上昇したことによって、地域社会に新たな矛盾が生じているのである。農村自体も好景気であれば矛盾は顕在化しないのだが、飢饉などによって農村の状態が悪化すれば、それは直ちに地域に働く人々への圧力、規制強化となって現れている。したがって協定書は有効期間何年と決めていなくとも、再び同様な事態になるとそれは繰り返される。嘉永三年同郡では再び協定書が作られるが、天保十三年に立てたものが年とともに忘れ去られたので再度決めるとして、天保期の同額を定めている。

防長戦争

と村々

近世は、対外戦争がなかったという意味において、平和な時代であった。もちろん戦士身分として武士が体制的に存在し、時折軍事訓練も行われた。また文化期以降アメリカやイギリス・ロシアの船が日本と接触するようになり、ようやく海防の必要が叫ばれるようになったが、それでも世の

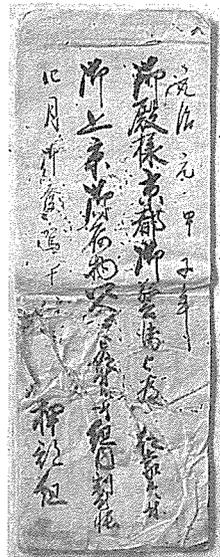


写真 160 「明石藩京都警衛郷人帳」
都警衛郷人帳
組内割付帳 (表紙)

「近來年代記」は「御公儀には上を下へとおおそうどうにして、槍よ鉄砲とておおさわぎなり」と記している。ペリーの浦賀来航から数えて、一年三カ月後のことである。いそぎ尼崎藩や明石藩も沿岸防備のため動員された。

こうして市域の村々では降ってわいたように御用金が賦課されることになった。明石藩では同年「異国船渡来につき御用金」を領内村々に賦課しているし、幕府領村々では「海岸御備向御入用」という名目で惣金が命ぜられ、例えば八部郡中村では安政三年に村内一六名の連名で金二〇両を上納している。まずこうした形で時代の流れは村々に及んでいった。

これを機に、国内では幕府の開国政策に対決する攘夷派の動きが活発となり、元治元年（一八六四）その中心であった長州藩が禁門の変を起こすと、藩士の退路にあたる京・兵庫間の緊張は一挙に高まった。明石藩はこの時も京都警衛を命ぜられて出動し、領内村々に人足を割り掛けている。

ついで、幕府による長州征伐が元治元年八月に始まった。翌二年一月停戦をみたが、五月には紀州藩主徳川茂承を総督に任じて第二次征伐が用意されている。この時兵庫津では進発に伴いおびたしい人足が必要

第二節 村落社会の趨勢

表 190 板宿村の献金

金額	人数
6.2	1
5.2	1
4.2	1
3.2	1
3	1
2	5
1.2	8

資料:「武井報效会文書」

一貫二四匁(二兩一〇二分)替えて二〇兩分を渡している。合わせて二〇兩になるが、一〇兩は幕府から支給される正規の給金(年間)で、残る一〇兩は村方からの増給金であろう。所によつては五〇兩、八〇兩といった増給金を出している地方もあるが、給金を上乗せしないと兵賦人の確保は難しかったということであろう。もちろんその増給分は、村人が割

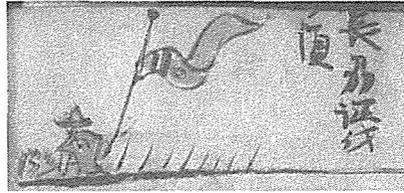


写真 161 征長軍 (「記憶之友」)

となるとして、助郷五八カ村、加助郷九カ村あわせて六七カ村に七〇〇〇人の正人足の提供を申し出ている。正人足とは金銭で納めて人足を雇うのではなく、村々から直接人足を出すことをいうが、七〇〇〇人とは当時の兵庫津の人口が約二万人であったことからして、その三五%に当たる数字である。いかに多数の軍団が通過しようとしていたかがわかる。「松の木の間から幟やら赤色其外いろいろの衣服きらきらと光る甲冑も見へ」祭礼のようで、昔の太閤記の軍装と少しも変らなかつた。「記憶之友」の作者は少年の頃の印象を記している。

防長戦争に伴つて求められた人足は、宿駅のそれだけではなかつた。「兵賦」とよばれる現地派遣の歩兵人足が、幕府領では一〇〇〇石に一人を基準に割り当てられた。もちろん強壯な男子が求められたが、これも正人足であり、高給で日雇などを雇つて村人に代えるわけにはいかなかつた。坂本村では百姓勸藏の倅銀藏(二二歳)と、徳右衛門倅善之助の二人が選ばれ、善之助でいえば慶応二年一月に長州へ向けて出立している。彼に対し村では前年十一月四日一〇兩を払い、出発当日さらに銀

り合って負担することになる。

あわせて村々には軍資金の献金が求められた。慶応二年五月幕府は、第二次征長を控えて江戸・大坂・兵庫の豪商と並んで幕府領の農民に対しても征長費の献金を命じているが、八部郡板宿村が差し出した献金額は四五両で、その内訳は表Ⅱの通りである。同年より五年賦で納めることになっているが、二年目の慶応三年末には幕府はもはやない。

2 近世後期の人口動態

村の人口と 人口の変動は、その基盤となる地域の経済的環境や住民の生活意識などによって影響を受けると考えられる。近世後半期における市域農村では、商業的農業が進展し、とくに灘地域で

醸造業・絞油業などの工業も興って、その経済的環境もかなり変貌した。ここではそうした環境をふまえて各村々の人口変動をみてみよう。

まず各村々の人口を、農業生産高とりわけ主食である米の収穫高から考えてみようとしたのが表Ⅱである。一村の米産高がわかる史料に乏しいので、年による差も生じるが、便宜的に村の石高をもって人口と対比してみたもので、一人当たりの石高を縦軸にとっている。もっとも、村高が実際の収穫高を示しているわけでもなく、さらに年貢納付などのこともあって単純には結びつけられないが、農業生産と人口を大まかに把握する方法として利用したい。

第二節 村落社会の趨勢

表 191 1人当たり石高からみた村の配置

	明石郡	美濃郡	八部郡	菟原郡	有馬郡	
石 2.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁田1.81 ・ 大畑1.79 ・ 押部1.71 ・ 大野1.61 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東下2.10 ・ 南僧尾1.81 ・ 西下1.70 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東尻池1.86 ・ 西代1.81 ・ 板宿1.78 ・ 大手1.68 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平野1.60 ・ 生田1.51 ・ 高羽1.44 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南中大沢3.11 ・ 上津上2.40 ・ 下小名田2.32 	農業型
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 北中大沢1.85 ・ 結場1.67 ・ 中村1.61 ・ 日下部1.60 ・ 生野1.58 	
1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 向井1.46 ・ 田井1.41 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 西小部1.47 			農・余業型
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高和1.21 ・ 木津1.10 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 淡河町1.28 ・ 北僧尾1.23 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥平野1.13 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北畑1.21 ・ 上野1.20 ・ 味泥1.10 		
1.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和田0.83 ・ 木見0.69 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 花熊0.92 ・ 白川0.81 ・ 西須磨0.65 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊内0.91 ・ 稗田0.86 ・ 岡本0.81 ・ 郡家0.72 		農・余業型
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 脇浜0.53 ・ 魚崎0.25 ・ 大石0.22 ・ 御影0.12 		
0.5			<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸0.21 ・ ニツ茶屋0.05 			商工業型

いま一人年間消費量一石という基準を取って、それより石高の大きい村は農業生産だけで人口支持力がある、つまりそれだけの人々の食糧が賄えるとし、逆に一より小さい村はその支持力がないと考えてみる。これで見ると、明石郡の繁田・大畑村、有馬郡の南中大沢・上津上村、美嚙郡の東下・南僧尾村など、この三郡では大部分の村が一より大きく、農業生産地域であることを示している。いわば「農業型」である。

一方、八部郡・菟原郡では村による差が大きく、二石近い東尻池・西代村などから、〇・二石以下の二ツ茶屋・御影村まで、その中間を含めて幅広く分布している。このうち石高の方が小さい村は、ほかに大石・魚崎・神戸村などがあり、いずれも酒造業や海運業の盛んな村で、こうした農業以外の産業が支持力となっており、社会的分業の進んだ「商工業型」といえる。

そして、これら両型の中間に当たる一人一石という基準に近い村々の場合は、農業を主たる生業としながらも、なおかつ何らかの余業をも必要とする「農・余業型」の村とみてよい。以下順にその変動をみることにしよう。

各村の人

まず農業型の村の幕末期にいたる人口の動きをみると、時期によって若干の起伏を示しながら口変動も、全体としては停滞傾向をたどっている。この型の例として八部郡板宿村をとって、その変

遷の要因を探ってみよう（表四）。まず出生数・死亡数ともに年による偏りがかなりあって、出生率では一四・六％、死亡率では一〇・五・三％の幅がある。したがって、自然増減も年によって変動し、二％程度増加の年もあれば、三・九％も減少する年もあるといった状況である。ただ文化期から幕末期へかけての時期を全体としてみれば、不安定ながらも出生数が上回っており自然増の型といえる。もっとも農業を基本

第二節 村落社会の趨勢

表 192 板宿村の人口動態

(単位: 人)

年 代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
文化 4(1807)	311	7 (2.3)	3 (1.0)	+4 (1.3)	0	3 (1.0)	-3 (1.0)	+1 (0.3)
〃 7(1810)	299	3 (1.0)	7 (2.3)	-4 (1.3)	3 (1.0)	2 (0.7)	+1 (0.3)	-3 (1.0)
〃 11(1814)	299	10 (3.3)	4 (1.3)	+6 (2.0)	1 (0.3)	2 (0.7)	-1 (0.3)	+5 (1.7)
〃 15(1815)	285	4 (1.4)	15 (5.3)	-11 (3.9)	2 (0.7)	0	+2 (0.7)	-9 (3.2)
文政 2(1819)	287	8 (2.8)	8 (2.8)	0	3 (1.0)	1 (0.3)	+2 (0.7)	+2 (0.7)
〃 5(1822)	282	8 (2.8)	3 (1.1)	+5 (1.8)	1 (0.4)	5 (1.8)	-4 (1.4)	+1 (0.4)
〃 8(1825)	280	8 (2.9)	5 (1.8)	+3 (1.1)	4 (1.4)	2 (0.7)	+2 (0.7)	+5 (1.8)
嘉永 6(1853)	283	13 (4.6)	12 (4.2)	+1 (0.4)	5 (1.8)	0	+5 (1.8)	+6 (2.1)
安政 4(1857)	292	7 (2.4)	5 (1.7)	+2 (0.7)	1 (0.3)	5 (1.7)	-4 (1.4)	-2 (0.7)
〃 6(1859)	299	10 (3.3)	10 (3.3)	0	2 (0.7)	0	+2 (0.7)	+2 (0.7)
文久 2(1862)	300	7 (2.3)	10 (3.3)	-3 (1.0)	0	2 (0.7)	-2 (0.7)	-5 (1.7)

(注) ()は比率%。

資料:「武井報效会文書」

とする社会では飢饉・伝染病などの影響を除けば、一般的には自然増の傾向をたどるとされるが、この場合は母集団も小さく小幅ながら変動の多い推移となっている。一方社会的増減の方は、転出入ともに一%を超える年は一例のうちの三、四例で低く、小幅の変動を繰り返しており、この時期全体としては差引き変化なく、社会的増減が人口に及ぼす影響は少ないという状態である。こうして村人口は小幅の増減を繰り返しながら停滞状態で推移している。

ところが同じ農業型の有馬郡結場村の場合は、文化末年(一八一八)から天保期に増大局面があり、以後幕末までその状態が続いている。この

表 193 結 場 村 の 人 口 動 態

(単位: 人)

年 代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
文政 9 (1826)	102	3 (2.9)	1 (1.0)	+2 (2.0)	8[6] (7.8)	6[6] (5.9)	+2 (2.0)	+4 (3.9)
天保 2 (1831)	123	4 (3.3)	2 (1.6)	+2 (1.6)	12[11] (9.8)	10[9] (8.1)	+2 (1.6)	+4 (3.3)
〃 5 (1834)	123	3 (2.4)	2 (1.6)	+1 (0.8)	13[10] (10.6)	8[6] (6.5)	+5 (4.1)	+6 (4.9)
弘化 4 (1847)	120	4 (3.3)	2 (1.7)	+2 (1.7)	8[7] (6.7)	9[7] (7.5)	-1 (0.8)	+1 (0.8)

(注) []はうち奉公人数。
()は比率%。

変動の原因をみようとしたのが表193である。ここにみられる文政九年(一八二六)から弘化四年(一八四七)のそれぞれの場合とも自然増加・社会増加が確認できる。しかし問題は社会増加の方で、人口母体に比して転入・転出ともに著しく数量が多い。これは史料に奉公人として注記されている人数の多さによっており、村内にある一軒の人力織物業への就労者であるとみられる。こうした農村工業のような農外産業が存在する場合は、その間、流入人口による社会増があつて人口の増大局面が現れる。これとよく似た人口傾向を示しているのが上津上村で、化政期の停滞傾向から天保末年(一八四四)以後に増大局面がみられる。

それでは、社会的分業の進んだ商工業型の場合を、菟原郡魚崎村の例でみてみよう。魚崎村では、文化期以後幕末期にかけて、人口は増大傾向を示している。この時期はなお同村酒造業の発展期に当たつており、そのことが人口増大の背景になってみるとよいであろう。表194によって、その増大の特質を探ってみよう。まず社会的増減をみると、天保末期以後転入率はほとんどの年で転出率を上まわつており、社会増の傾向が明瞭に読みとれる。また自然増減の方も、この時

第二節 村落社会の趨勢

表 194 魚崎村の人口動態

(単位: 人)

年代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
天保13(1842)	918	28 (3.1)	28 (3.1)	0	16 (1.7)	10 (1.1)	+6 (0.7)	+6 (0.7)
〃 15(1844)	954	23 (2.4)	13 (1.4)	+10 (1.0)	8 (0.8)	8 (0.8)	0	+10 (1.0)
弘化 2(1845)	964	30 (3.1)	21 (2.2)	+9 (0.9)	13 (1.3)	5 (0.5)	+8 (0.8)	+17 (1.8)
〃 4(1847)	993	32 (3.2)	30 (3.0)	+2 (0.2)	11 (1.1)	10 (1.0)	+1 (0.1)	+3 (0.3)
嘉永 2(1849)	1,006	29 (2.9)	28 (2.8)	+1 (0.1)	12 (1.2)	8 (0.8)	+4 (0.4)	+5 (0.5)
〃 4(1851)	1,019	18 (1.8)	28 (2.7)	-10 (1.0)	18 (1.8)	12 (1.2)	+6 (0.6)	-4 (0.4)
〃 6(1853)	1,007	37 (3.7)	15 (1.5)	+22 (2.2)	14 (1.4)	8 (0.8)	+6 (0.6)	+28 (2.8)
〃 7(1854)	1,035	24 (2.3)	19 (1.8)	+5 (0.5)	19 (1.8)	9 (0.9)	+10 (1.0)	+15 (1.4)

(注) ()は比率%。

資料:「魚崎財産区文書」

期は出生率が二%に達しない年は一例だけで、逆に三%を超える例が半分あって、その率は高く、死亡率も一・四〜三・一%と高いが、二例を除いて他の年はいずれも自然増となっている。したがって全期間を総合すると年平均約一%の人口増加となっている。商工業活動の上昇期は、人口のうえからみると自然増型・流入型といふことができる。

次に同じ商工業型の八部郡神戸村の場合を検討してみたい。表195は神戸村の人口変遷をまとめたものである。村人口は天保前期に一時増大しているが、以後は概して緩やかな減少増大の波状を示している。神戸村は海運業・酒造業などの進んだ村であるが、この時期は両業とも上灘に押される傾向にあって、その停滞がこうした緩やかな動きに反映されているとみられる。同村の嘉永七年(一八五四)の出生率は二・〇%、死亡率は一・五%でやはり自然増型を示し、転入率は一・三%、転出率は一・一%でこれも

表 195 神戸村の人口変遷 (単位: 人)

年 代	人 口	男	女
天和～貞享(1681～8)	1, 293	706	587
元禄 3(1690)	1, 382	764	618
〃 14(1701)	1, 621	884	737
宝暦10(1760)	1, 985		
文政13(1830)	2, 637	1, 349	1, 288
天保 3(1832)	2, 640	1, 357	1, 283
〃 4(1833)	2, 666	1, 370	1, 296
〃 5(1834)	2, 670	1, 361	1, 309
〃 8(1837)	2, 624	1, 337	1, 287
〃 10(1839)	2, 541	1, 293	1, 248
〃 11(1840)	2, 442	1, 240	1, 202
弘化 2(1845)	2, 558	1, 297	1, 261
嘉永 3(1850)	2, 547	1, 270	1, 277
〃 5(1852)	2, 522	1, 257	1, 265
〃 6(1853)	2, 533	1, 261	1, 272
安政 5(1858)	2, 605	1, 305	1, 300

資料：神戸市立中央図書館所蔵文書

流入型となって、商工業型の特徴をもっているが、その幅はいずれも〇・五〇・二％とかなりの小幅に止まり、結果としては停滞的ともいえる微増局面となっている。

さらに、この両型の中間にあたる農・余業型の動態を探ってみよう。まず例として菟原郡上野村をとりあげる(表196)。村人口は、文政期以後幕末期にかけて漸減傾向を示しているのが注目される。この期間の出生率は〇・四〇三・六％の間を、また死亡率は一・三〇

五・二％の間を上下し、年によって一・八％ほど増加したり、あるいは二・九％も減少したりすることがあり、先の農業型と基本的に一致する。しかし全体としてみればやはり死亡がやや上回り、自然減型を示している。

しかし社会増減の方は、転入率〇・四〇一・八％、転出率〇・八〇二・二％で、商工業型に比べて低く、むしろこれも農業型に近い。ただ農業型と違うのは、わずか〇・四〇〇・八％という小幅ではあるが、連年のように転出率が上回っており、人口流出型となっていることである。

同じ農・余業型の八部郡花熊村の場合も、出入りはあるが村人口は減少傾向をたどっている。この両村は

第二節 村落社会の趨勢

表 196 上野村の人口動態

(単位:人)

年代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
文政12(1829)	249	9 (3.6)	13 (5.2)	-4 (1.6)	1 (0.4)	2 (0.8)	-1 (0.4)	-5 (2.0)
〃 13(1830)	241	3 (1.2)	10 (4.1)	-7 (2.9)	1 (0.4)	2 (0.8)	-1 (0.4)	-8 (3.3)
天保 2(1831)	240	1 (0.4)	5 (2.1)	-4 (1.7)	2 (0.8)	4 (1.7)	-2 (0.8)	-6 (2.5)
嘉永 2(1849)	226	4 (1.8)	6 (2.7)	-2 (0.9)	3 (1.3)	5 (2.2)	-2 (0.9)	-4 (1.8)
〃 5(1852)	227	7 (3.1)	3 (1.3)	+4 (1.8)	1 (0.4)	2 (0.9)	-1 (0.4)	+3 (1.3)
〃 6(1853)	225	4 (1.8)	5 (2.2)	-1 (0.4)	4 (1.8)	4 (1.8)	0	-1 (0.4)
〃 7(1854)	227	6 (2.6)	3 (1.3)	+3 (1.3)	4 (1.8)	5 (2.2)	-1 (0.4)	+2 (0.9)

(注) ()は比率%。

資料:「坂本家文書」

六甲南麓の灘目地域に属し、農業を主としているが、付近には水車絞油業・酒造業ほか各種商工業が展開し、労働需要を擁していることが、両村の人口流出の背景として想定される。

なお、明石郡の村々は多く農業型に属しているが、史料に恵まれず、ただ木見村については、人口動態がうかがえるので、とくにとりあげてみよう。木見村は村高からみると、農・余業型に近い。村人口は、概して停滞傾向を示すが(表197)、天保期後半は減少局面があり、安政〜文久期には逆に増大局面に転じている。これを自然増減からみると、出生率は〇〜五・二%、死亡率は一〜四・二%で同型の村と大差はないが、死亡率の上回る時期と出生率の上回る時期がやや継起している傾向があるため、そのような変遷を示すものとみられる。天保期の不作など農業生産との関連も想定されるが、今のところ断定はできない。

一方、転入率は〇〜二・〇%、転出率〇〜四%と、こ

表 197 木見村の人口動態

(単位:人)

年 代	人口	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
天保 6(1835)	202	3 (1.5)	4 (2.0)	-1 (0.5)	0	4 (2.0)	-4 (2.0)	-5 (2.5)
〃 11(1840)	189	3 (1.6)	8 (4.2)	-5 (2.6)	2 (1.1)	2 (1.1)	0	-5 (2.6)
〃 13(1842)	186	0	6 (3.2)	-6 (3.2)	0	1 (0.5)	-1 (0.5)	-7 (3.8)
〃 15(1844)	192	8 (4.2)	2 (1.0)	+6 (3.1)	0	0	0	+6 (3.1)
弘化 2(1845)	198	1 (0.5)	3 (1.5)	-2 (1.0)	2 (1.0)	3 (1.5)	-1 (0.5)	-3 (1.5)
〃 4(1847)	193	4 (2.1)	7 (3.6)	-3 (1.6)	1 (0.5)	2 (1.0)	-1 (0.5)	-4 (2.1)
嘉永 4(1851)	200	6 (3.0)	3 (1.5)	+3 (1.5)	4 (2.0)	8 (4.0)	-4 (2.0)	-1 (0.5)
〃 7(1854)	207	8 (3.9)	4 (1.9)	+4 (1.9)	2 (1.0)	2 (1.0)	0	+4 (1.9)
安政 5(1858)	231	12 (5.2)	3 (1.3)	+9 (3.9)	3 (1.3)	4 (1.7)	-1 (0.4)	+8 (3.5)
文久 1(1861)	246	7 (2.8)	4 (1.6)	+3 (1.2)	1 (0.4)	7 (2.8)	-6 (2.4)	-3 (1.2)

(注) ()は比率%。

資料：神戸市立中央図書館所蔵文書

れも同型と大差なく、かつ全体としては転出数を上回って流出型であるのも、農業・余業型の特徴をしめしている。このような同型・同傾向からみて、おそらく明石郡の農業型も他郡の場合と似た傾向をもっているであろう。

世帯規模の縮小化 次に世帯規模の状況をとりあげてみよう。まず農業型の例として板宿村の世帯規模をまとめたのが表198である。一世帯平均五人台でほとんど変化がない。しかも貞享三年(一六八六)当時の一世帯平均人数が五・五人であったことからすると、近世を通じて世帯規模は五人台で目立った変化がなかったということになる。これは、水田農業経営の維持には一定の労働力を確保する必要があったといった生産構造との関連

第二節 村落社会の趨勢

表 198 板宿村の世帯人数

年 代	人 口	戸 数	1戸当 り人数
貞享 3(1686)	327	59	5.5
文化 4(1807)	311	56	5.5
〃 7(1810)	299	55	5.4
〃 11(1814)	299	53	5.6
文政 2(1819)	287	53	5.4
〃 8(1825)	280	53	5.2
嘉永 6(1853)	283	57	4.9
安政 4(1857)	292	55	5.3
〃 6(1859)	299	55	5.4
文久 2(1862)	300	58	5.1

資料：「武井報效会文書」,「秋宗家文書」

表 199 上野村の世帯人数

年 代	人 口	戸 数	1戸当 り人数
寛文10(1670)	191	35	5.4
天明 8(1788)	239	53	4.5
文政12(1829)	249	57	4.3
〃 13(1830)	241	57	4.2
天保 2(1831)	240	57	4.2
嘉永 2(1849)	226	54	4.1
〃 5(1852)	227	57	3.9
〃 6(1853)	225	57	3.9
〃 7(1854)	227	57	3.9

資料：「坂本家文書」

を想起させ、単婚家族を基本にした家族構成が安定的に維持されるというのが、この農業に立脚する型の特徴として考えられる。

それでは、農・余業型の場合どうか。その例に上野村の世帯人数を表199でみてみよう。文政十二年の平均四・三人は、嘉永ころには三人台になって、幕末にかけてわずかながらも減少傾向にあることがうかがえる。この村の場合、寛文十年(一六七〇)ころには、一戸の平均が五・四人を数え、さらに下って天明八年(二七八八)では平均四・五人であったことがわかるから、近世前期は農業型と同じ五人台であったものが、次第に減少してきた事例であるといえる。

この一八世紀に入る元禄期から宝暦期にかけては、灘目での在方商工業の進展がみられた時期にあたるが、

表 200 神戸村の世帯人数

年 代	人 口	戸 数	1戸当 り人数
元禄14(1701)	1,621	291	5.5
宝暦10(1760)	1,985	531	3.7
文政13(1830)	2,637	732	3.6
天保 3(1832)	2,640	735	3.5
〃 5(1834)	2,670	744	3.5
〃 10(1839)	2,541	679	3.7
弘化 2(1845)	2,558	699	3.6
嘉永 3(1850)	2,547	706	3.6
〃 6(1853)	2,533	691	3.6
安政 5(1858)	2,605	703	3.7

資料：神戸市立中央図書館所蔵文書

上野村では人口の増加と、特に戸数の増加が著しく進んでいる。そして、幕末期には前述のように、戸数にはほとんど変化はないが、村外への人口流出がみられ、世帯規模の縮小がゆるやかに進行してゆくという状態となっている。これが農・余業型の特徴といえる。

次に、農業以外の産業が進んだ商工業型の場合を神戸村の例でみてみよう(表200)。神戸村では史料で確かめられる宝暦十年(一七六〇)に、すでに一世帯平均人数は三・七人であり、以後幕末まで三・六人前後で推移している。水田農業に比べて、商

工業の場合は、労働編成に家族の大きさが影響することは少なく、単身者を含む出稼ぎ人口を抱えて、世帯規模の縮小化が進んだものとみられる。

さてこうした平均値に表れた世帯規模の変動、とくにその縮小化の実態を考えてみるために、次に世帯規模別構成比をとってみよう。

図50Aはまず農業型の板宿村の場合である。六人家族がもっとも多く全戸数の約二八%、四分の一以上を占めている。そして人数が増えるに従って戸数は減り、最大は九人家族で三%となり、逆に家族数が減るに従って同様に戸数は減り、一人世帯も二%程度は存在している。型としてはもっとも標準的な姿といえる。

次に図50Bは農・余業型の上野村の例である。家族数三〜六人の戸数がいずれも二〇%程度ずつあり、こ

第二節 村落社会の趨勢

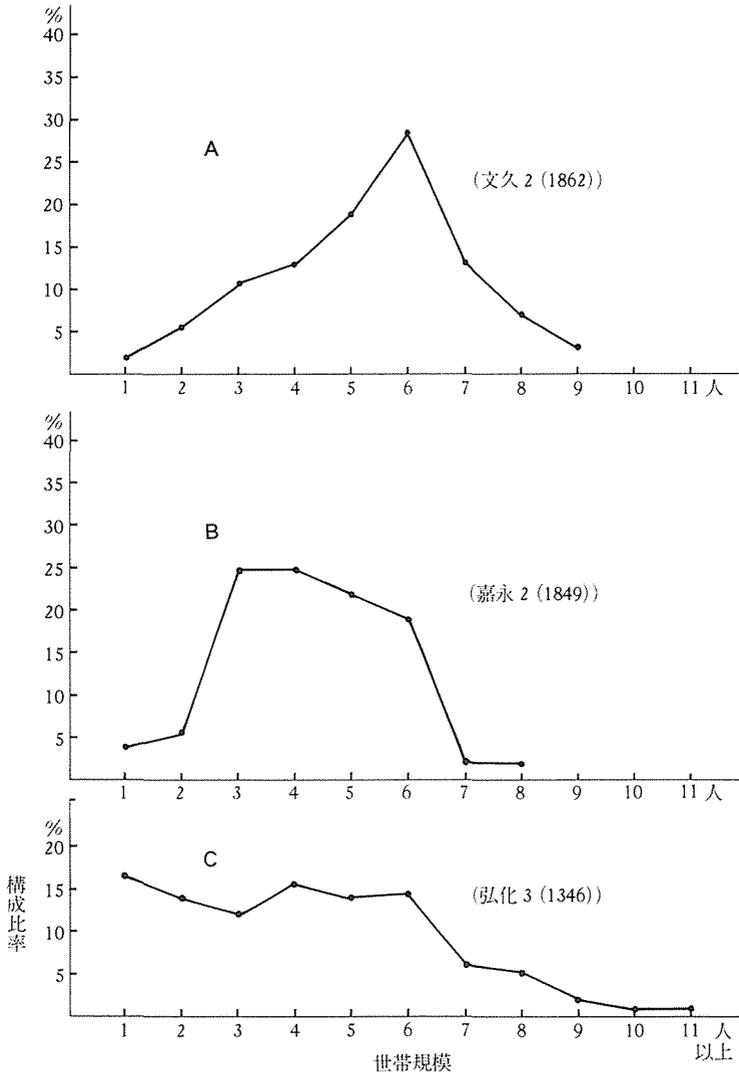


図 50 各村の世帯規模別構成

れより家族数が多い場合は戸数が少なくなるが、八人家族までは存在し、また人数が少ない場合も戸数は減るが、一人世帯もみられる。この型は標準的な農業型と同質の「家」そのものはなお存在しながら、家族のうちから単身で離れて行く出稼ぎの姿を描くことができる。

そして図50Cが商工業型の魚崎村の世帯構成である。一人世帯が全体の一七％、二人世帯も一三％という高率を占めていることがもつとも大きな特徴である。次いで戸数としては少ないが一〇人・一一人家族が存在しているのも他の型ではみられないところである。この一人世帯の多さは、農業型とは質の異なる「家」構成であることの端的な表れであろう。これもまた、出稼ぎの流入人口を抱える場合の典型的な型として措定できる。

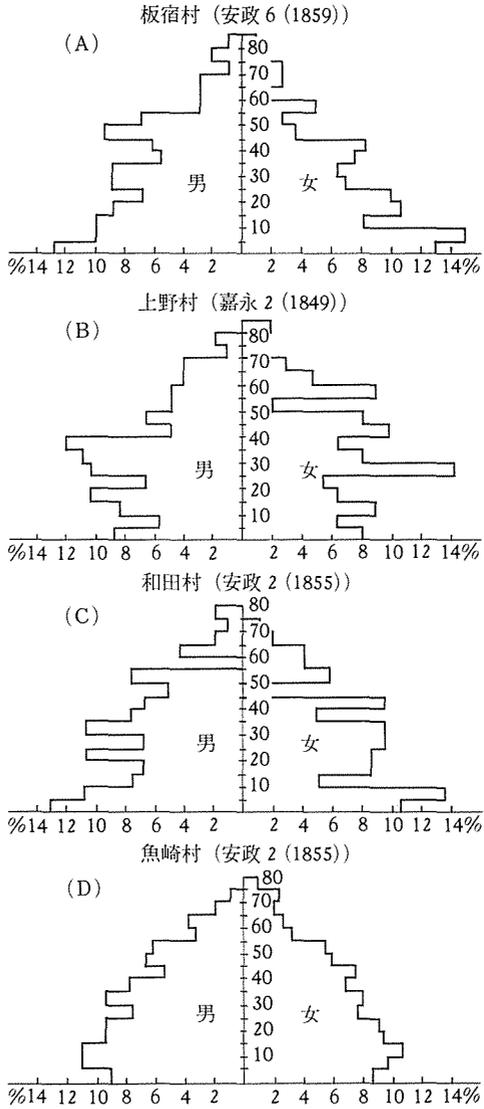
年齢別人口構成の三タイプ 次にこれら三型の年齢別人口構成を採りあげてみよう。まず農業型の板宿村が図51Aである。資料としている母集団が小さいため、部分の偏りがやや極端に表れている（これは他の

場合も同じである）が、低年齢層が多く、年齢が進むに従って次第に減少するという、最も標準的な富士山型に通ずる型とみることができる。

それに対し、農・余業型である上野村の年齢別構成（図51B）では若年層が少なく、特に女子にそれが顕著である。ただ一〇歳以下層の少なさ（八％以下）は、過去一〇年間ほどの出生率の低下によるとみられるが、理由にははっきりしない。同じ農・余業型に属する明石郡の木見村や和田村では、一〇歳以下層が一・二％前後を占めており、この方（図51B）は全体として流出する若年労働層がくびれた形の星型に比定できる。

最後に、商工業型の魚崎村の場合が図51Cである。労働力流入型として一〇歳以上五五歳までの年齢層が厚い型をよく示している。前述のように単身者の世帯が多いこの型では、人口総数に対する出生数の比率が

第二節 村落社会の趨勢



相対的に小さくなるとみえ、五歳以下層の切れ込んだ型となっている。

図 51 各村の年齢別人口構成